第113回
定時株主総会招集ご通知

日　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

場　所　新潟県長岡市東坂之上町一丁目２番地３
当行２号館３階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

目　次

第113回定時株主総会招集ご通知…… 1

〔添付書類〕

第113期事業報告…… 3

計算書類…… 21

連結計算書類…… 24

監査報告書…… 27

〔株主総会参考書類〕

第１号議案　剰余金処分の件…… 30

第２号議案　取締役12名選任の件…… 31

第３号議案　監査役１名選任の件…… 35

株主総会会場ご案内図

大光銀行

証券コード：8537

（証券コード　8537）
平成２７年６月３日

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目５番地６
株式会社 大光銀行
取締役頭取 古出哲彦

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）までに当行に到着するようご返送いただき、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　　新潟県長岡市東坂之上町一丁目２番地３
当行２号館３階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第113期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第113期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　監査役1名選任の件

「ご案内」

①当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主１名に限ることとさせていただきます。）

②インターネットによる開示
計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」は法令及び当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.taikobank.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した計算書類及び連結計算書類には、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。

③節電等を考慮しまして当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

④株主総会終了後、株主の皆さまとの懇談会の場を設けておりますので、お気軽にご参加いただきたく存じます。

⑤本招集通知の発出後に、株主総会参考書類及び添付書類の記載事項に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。
（当行ホームページアドレス　http://www.taikobank.jp/）

以　上

～～～

添 付 書 類

第113期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事 業 報 告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ．主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店69か店において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

ロ．金融経済環境

平成26年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動から個人消費に弱さがみられたほか、企業収益の改善に足踏みがみられましたが、景気全体では緩やかな回復基調が続きました。年度後半に入り、個人消費の回復の遅れや生産の減少など、一部に弱さがみられましたが、改善傾向が続く雇用情勢に加え、年度末にかけて企業収益や生産が上向くなど、景気全体では年度前半からの緩やかな回復基調が続きました。

当行の主たる営業基盤である新潟県の経済につきましても、日本経済と同様に消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動がみられましたが、輸出と生産が増加を続けたほか、雇用・所得環境が改善を続けるなど、年度を通して緩やかな回復が続きました。

金融情勢につきましては、前年度末に0.6％台であった新発10年物国債利回りは、日本銀行の追加金融緩和政策による大規模な国債買入などを受け、今年度末は0.3％台に低下いたしました。また、前年度末に14千円台後半であった日経平均株価は、公的年金の資産配分の見直しや企業業績の回復期待などを背景に、今年度末は19千円台前半まで上昇いたしました。

ハ．事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のなか、第９次中期経営計画「プラスα計画～感謝を笑顔に、笑顔から信頼へ～」（平成24年度～平成26年度）の最終期となる当期は、これまでの取組みの集大成の期として、経営ビジョンに掲げる“「親しみやすさ」のバージョンアップ、「相談したい銀行」地域№１”を目指し、さまざまな施策を実施してまいりました。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

地方創生に関しましては、新潟県内の他の地域金融機関に先駆け、本年３月１日に推進態勢を整備いたしました。金融サービス部を「地域産業支援部」に改め、同部内に新たに「地方創生推進室」を設置したほか、新潟県内の各自治体を担当する支店長を「地方創生推進担当者」、新潟県内の全支店長および当行グループ会社の代表者を「地方創生推進サポーター」に任命いたしました。人口減少に伴う地域社会・経済の縮小が懸念されるなか、地方創生への取組みは地域金融機関に期待される重要な役割と考えており、当行グループが一体となり、各自治体による地方版総合戦略の策定および推進をご支援するとともに、外部機関との連携を通じて地域における金融機能の高度化を図るなど、今後も積極的に関与してまいります。

事業を営むお客さまに対しましては、創業支援、経営革新推進など、お客さまのライフステージに応じた経営課題についてワンストップでご相談いただけるよう、外部専門機関との間で包括的業務提携を開始いたしました。また、商談件数などで国内最大の実績を持つビジネスマッチングサイトの運営会社との契約締結や大手食品卸会社との共同企画による個別商談会の開催などにより、お客さまの販路拡大に向けた事業サポートに積極的に取り組んでまいりました。お客さまの海外進出支援に関しましては、インターネットを活用した海外販路開拓セミナーを開催し、海外ビジネスの最新情報をご提供するとともに、外部専門会社と海外コンサルティングサービスに関する協定を締結し、サポート体制を強化いたしました。

個人のお客さまに対しましては、昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のアクションプランである「空き家対策の推進」に則り、「たいこう空き家解体ローン」の取扱いを開始するとともに、空き家のリフォームにもご利用いただけるよう「新リフォームローン」の商品改正を行いました。また、団塊世代の高齢化や核家族化が進むなか、ご高齢のお客さまの豊かなセカンドライフをサポートするため、新潟県内の地域金融機関としては初めて、「たいこうリバースモーゲージローン」の取扱いを開始いたしました。このほか、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、投資信託および保険の新商品の取扱いを開始いたしました。

店舗面では、高田支店と糸魚川支店を新築いたしました。両支店とも、ご高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまが安心、快適にご利用いただけるようバリアフリーを施したほか、ＬＥＤ照明やガス空調設備を採用するなど、環境に配慮した店舗といたしました。また、上越地区における個人ローンの営業態勢を強化するため、高田支店２階に各種ローンのご相談にお応えする「ローンスクエア上越」を新設いたしました。

当期の業績は、以下のとおりであります。

預金残高は、個人・法人預金のいずれも増加し、全体で前期比72億円増加の1兆2,826億円となりました。貸出金残高は、中小企業向け貸出を中心に前期比311億円増加し、9,471億円となりました。

損益状況につきましては、資金利益は減少しましたが、役務取引等利益の増加や経費の減少などにより、経常利益は前期比５億93百万円増加の35億85百万円となりました。当期純利益は、前期比３億２百万円増加の16億51百万円となりました。

二．当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境を展望しますと、少子高齢化に伴う人口減少により地域社会・経済の縮小が懸念されているほか、他業態からの銀行業務への参入などにより競合がますます激化し、経営環境は今後、一段と厳しさを増すことが予想されております。

このような環境のもと、当行はこのたび、中長期的に持続可能なビジネスモデルとして、10年後を見据えた長期ビジョンを策定いたしました。長期ビジョンは、地域社会・経済の活性化に積極的に貢献することで、地域から愛され、真に必要とされる銀行を目指すことを基本精神としております。

本年４月より開始した第10次中期経営計画「Change～だから、変わる。～」では、計画期間を長期ビジョンの実現に向けた最初の３年間と位置付け、徹底的に地域に密着する姿勢を貫くことを念頭に、「地域密着型金融の更なる深化」、「個人資産形成のアドバイザー機能強化」、「業務効率化の徹底」を中核的な戦略としております。お客さまの事業拡大や生活向上のサポートを行っていくために職員一人ひとりがスキルを高め、当行全体としてノウハウを蓄積していくとともに、これらを効果的に発揮できる仕組みを整えてまいります。そのうえで、当行自身の収益力の強化と営業基盤の拡充を図り、地域になくてはならない銀行としての確固たる地位を築き上げてまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

⑵　財産及び損益の状況

（単位：億円）

	第110期（平成23年度）	第111期（平成24年度）	第112期（平成25年度）	第113期（平成26年度）
預金	12,310	12,449	12,754	12,826
定期性預金	8,134	8,181	8,224	8,592
その他	4,175	4,267	4,529	4,233
貸出金	8,780	8,896	9,160	9,471
個人向け	2,565	2,611	2,663	2,708
中小企業向け	4,536	4,233	4,314	4,477
その他	1,678	2,052	2,181	2,285
商品有価証券	0	2	2	1
有価証券	3,787	3,842	3,698	3,617
国債	1,730	1,936	1,935	1,860
その他	2,056	1,906	1,763	1,757
社債	80	30	30	30
総資産	13,297	13,456	13,777	13,966
内国為替取扱高	28,390	30,664	33,231	36,492
外国為替取扱高	百万ドル 118	百万ドル 114	百万ドル 97	百万ドル 79
経常利益	百万円 2,621	百万円 2,622	百万円 2,992	百万円 3,585
当期純利益	百万円 1,519	百万円 1,585	百万円 1,349	百万円 1,651
１株当たり当期純利益	15円25銭	15円91銭	13円57銭	16円65銭

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（参考）企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	第110期（平成23年度）	第111期（平成24年度）	第112期（平成25年度）	第113期（平成26年度）
連結経常収益	233	219	221	221
連結経常利益	26	27	30	36
連結当期純利益	15	16	13	16
連結包括利益	33	75	12	91
連結純資産額	640	711	719	796
連結総資産	13,306	13,466	13,788	13,977

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑶ 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	925人	963人
平均年齢	40年 2月	40年 0月
平均勤続年数	15年11月	15年 9月
平均給与月額	333千円	335千円

（注） 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く３月中の平均であります。

⑷ 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
新潟県	62店	うち出張所（－）	62店	うち出張所（－）
群馬県	1	（－）	1	（－）
埼玉県	5	（－）	5	（－）
東京都	1	（－）	1	（－）
神奈川県	1	（－）	1	（－）
合計	70	（－）	70	（－）

（注） 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を39か所（前年度末39か所）に設置しております。
なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数（出張所数）をカウントしております。
2. 当年度において、新設および廃止はありません。

ロ．当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ．銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

⑸ 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	1,176

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
1．高田支店新築	377
2．糸魚川支店新築	217

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

（年度末現在）

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
たいこうカード株式会社	新潟県長岡市城内町二丁目２番地４	クレジットカード業務、金銭の貸付業務、信用保証業務等	平成２年６月29日	百万円 35	% 45.16	－
大光リース株式会社	新潟県長岡市城内町二丁目２番地４	総合リース業務	昭和49年10月21日	百万円 270	% 5.00	－

（注）1. 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 株式会社東北バンキングシステムズは、平成26年６月27日付で当行が保有するすべての株式を売却し、当行の持分法適用関連会社から除外しております。

＜重要な業務提携の概況＞

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金・信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みのサービスを行っております。

7. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行２行、信用金庫９金庫、信用組合10組合、系統農協26、労働金庫１金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス（ＮＢセンター代金回収サービス）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

（1） 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古出哲彦	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
佐藤　盤	専務取締役（代表取締役） 営業統括部・ 地域産業支援部担当		
田沢公英	常務取締役 経営管理部・総務部・ 市場金融部担当		
石田幸雄	常務取締役 総合企画部・人事部担当		
小出友吉	常務取締役 審査部・融資企画部・ 事務部担当		
村山博幸	取締役 人事部長		
亀貝信一	取締役 長岡地区本部長・本店営業部長		
梶山敏男	取締役 新潟地区本部長・新潟支店長		
山岸和博	取締役 営業統括部長		
松田直樹	取締役 監査部長		
細貝　巌	取締役（社外役員）	弁護士 （細貝法律事務所所長）	
中村勝義	常勤監査役		
三浦睦浩	常勤監査役		
小林　彰	監査役（社外役員）	弁護士 （小林彰法律事務所代表）	
吉井清一	監査役（社外役員）		

（注） 1. 取締役のうち、細貝巌氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、小林彰及び吉井清一の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役細貝巌氏、監査役小林彰氏及び監査役吉井清一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

⑵　会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	14人	199(76)
監　査　役	4人	35
計	18人	234(76)

（注）　1.　支給人数には、平成26年６月25日開催の第112回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役３名が含まれております。
2.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3.　取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与45百万円は含まれておりません。
4.　取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬額21百万円ならびにストックオプション報酬額54百万円が含まれております。
5.　確定金額報酬以外の金額をカッコ内書きしております。
6.　平成25年６月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬体系につきましては、⑴　確定金額報酬、⑵　業績連動型報酬、⑶　ストックオプション報酬としております。
また、監査役の報酬体系につきましては、⑴　確定金額報酬のみとしております。
⑴　確定金額報酬については、取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成元年６月29日開催の第87回定時株主総会において月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、平成11年６月29日開催の第97回定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。

⑵ 業績連動型報酬については、平成25年６月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

⑶ ストックオプション報酬については、平成25年６月25日開催の第111回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。

3. 社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
細貝　　巖 （社外取締役）	弁護士（細貝法律事務所所長） 当行との間には貸出金等の取引があります。
小林　　彰 （社外監査役）	弁護士（小林彰法律事務所代表） 当行との間に開示すべき関係はありません。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
細貝　　巖 （社外取締役）	9ヶ月	社外取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
小林　　彰 （社外監査役）	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回全てに出席	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
吉井　清一 （社外監査役）	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回全てに出席	主に一般顧客の観点から発言を行っております。

⑶ 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
細　貝　　巖	社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
小　林　　彰	
吉　井　清　一	

⑷ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	8	該当ありません

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑸ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	200,000千株
発行済株式の総数	100,014千株

(2) 当年度末株主数　4,325名

(3) 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,964	6.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	5,530	5.57
大光従業員持株会	2,635	2.65
株式会社みずほ銀行	2,393	2.41
日新火災海上保険株式会社	1,824	1.83
株式会社東和銀行	1,480	1.49
第一生命保険株式会社	1,428	1.44
株式会社大東銀行	1,424	1.43
明治安田生命保険相互会社	1,395	1.40
株式会社南日本銀行	1,365	1.37

（注） 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（850千株）を除いて計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

⑴ 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	1. 新株予約権の名称 株式会社大光銀行第１回新株予約権 2. 新株予約権の数 1,545個（新株予約権１個につき100株） 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　154,500株 4. 新株予約権の行使期間 平成25年７月13日から平成55年７月12日まで 5. 権利行使価格（１株当たり） １円 6. 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	7人
取締役（社外役員を除く）	1. 新株予約権の名称 株式会社大光銀行第２回新株予約権 2. 新株予約権の数 2,726個（新株予約権１個につき100株） 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　272,600株 4. 新株予約権の行使期間 平成26年7月15日から平成56年7月14日まで 5. 権利行使価格（１株当たり） １円 6. 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10人
社外取締役	－	－
監査役	－	－

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　岸野　勝 指定有限責任社員　杉田昌則 指定有限責任社員　若松大輔	44	―

（注） 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は44百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

⑵ 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、以下のとおり「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」及び「行動憲章（コンプライアンス基本方針）」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。

取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うする。

取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」及び各委員会規程にもとづき作成、保存及び管理する。

また、行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」を定める。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握及び適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。

また、経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。

さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営に関する重要事項を協議する機関として、取締役頭取、専務取締役、常務取締役からなる常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針にもとづき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。

取締役及び使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」及び「職務権限表」を定める。

⑸　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の法令等遵守について、「行動憲章」及び行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各部店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。

法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度「コンプライアンスプログラム」を取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各部店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。

職務執行に係る一定事項について、リーガルチェックを行い適法性を確保する。

内部監査部門は、業務の健全性及び内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。

⑹　当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行と子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項について、事前に銀行に協議するものとし、また、株主総会及び取締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受けることとする。

子会社・関連会社の業務の適正を確保するため、当行の内部監査部門による検査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助する使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し配置する。

⑻　監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者から指揮命令を受けないこととし、その使用人の任命及び異動については、事前に監査役会の同意を求めなければならない。

⑼　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件、コンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、取締役及び使用人が監査役へ報告すべき旨及び報告の時期、方法について、コンプライアンスマニュアルで定め、役職員に周知する。

⑽　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役頭取、監査法人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第113期末（平成27年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**62,783**
現金	16,919
預け金	45,863
商品有価証券	**155**
商品国債	41
商品地方債	114
金銭の信託	**2,987**
有価証券	**361,791**
国債	186,073
地方債	33,003
社債	77,381
株式	9,841
その他の証券	55,490
貸出金	**947,133**
割引手形	9,536
手形貸付	33,404
証書貸付	821,452
当座貸越	82,740
外国為替	**2,601**
外国他店預け	966
買入外国為替	0
取立外国為替	1,634
その他資産	**8,451**
前払費用	32
未収収益	1,447
金融派生商品	1
その他の資産	6,969
有形固定資産	**14,474**
建物	3,076
土地	10,539
リース資産	454
建設仮勘定	40
その他の有形固定資産	363
無形固定資産	**799**
ソフトウェア	613
ソフトウェア仮勘定	100
リース資産	21
その他の無形固定資産	64
支払承諾見返	**2,190**
貸倒引当金	**△6,737**
資産の部合計	**1,396,630**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**1,282,602**
当座預金	46,758
普通預金	349,828
貯蓄預金	7,582
通知預金	15,522
定期預金	833,835
定期積金	24,552
その他の預金	4,523
コールマネー	**962**
借用金	**14,530**
借入金	14,530
社債	**3,000**
その他負債	**7,343**
未払法人税等	442
未払費用	839
前受収益	505
従業員預り金	59
給付補填備金	4
金融派生商品	1
リース債務	520
資産除去債務	115
その他の負債	4,854
賞与引当金	**657**
役員賞与引当金	**21**
退職給付引当金	**1,614**
睡眠預金払戻損失引当金	**207**
偶発損失引当金	**236**
繰延税金負債	**3,015**
再評価に係る繰延税金負債	**1,828**
支払承諾	**2,190**
負債の部合計	**1,318,211**
（純資産の部）	
資本金	**10,000**
資本剰余金	**8,208**
資本準備金	8,208
利益剰余金	**41,997**
利益準備金	1,791
その他利益剰余金	40,206
固定資産圧縮積立金	7
別途積立金	21,000
繰越利益剰余金	19,198
自己株式	**△225**
株主資本合計	**59,980**
その他有価証券評価差額金	**15,874**
土地再評価差額金	**2,486**
評価・換算差額等合計	**18,361**
新株予約権	**77**
純資産の部合計	**78,419**
負債及び純資産の部合計	**1,396,630**

第113期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**21,844**
資金運用収益	**17,663**	
貸出金利息	13,826	
有価証券利息配当金	3,752	
コールローン利息	9	
預け金利息	18	
その他の受入利息	56	
役務取引等収益	**2,110**	
受入為替手数料	706	
その他の役務収益	1,403	
その他業務収益	**1,316**	
外国為替売買益	37	
国債等債券売却益	1,272	
国債等債券償還益	6	
その他経常収益	**754**	
償却債権取立益	338	
株式等売却益	184	
その他の経常収益	231	
経常費用		**18,259**
資金調達費用	**759**	
預金利息	628	
コールマネー利息	8	
借用金利息	81	
社債利息	40	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,533**	
支払為替手数料	134	
その他の役務費用	1,399	
その他業務費用	**876**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	357	
国債等債券償還損	33	
国債等債券償却	19	
金融派生商品費	465	
営業経費	**13,378**	
その他経常費用	**1,710**	
貸倒引当金繰入額	655	
貸出金償却	782	
株式等償却	3	
その他の信託運用損	12	
その他の経常費用	256	
経常利益		**3,585**
特別利益		**1**
固定資産処分益	1	
特別損失		**72**
固定資産処分損	44	
減損損失	27	
税引前当期純利益		**3,514**
法人税、住民税及び事業税	649	
法人税等調整額	1,213	
法人税等合計		**1,862**
当期純利益		**1,651**

第113期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	5	21,000	18,956	41,752	△239	59,722
会計方針の変更による累積的影響額								△926	△926		△926
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	5	21,000	18,029	40,826	△239	58,795
当期変動額											
剰余金の配当								△495	△495		△495
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－
固定資産圧縮積立金の積立						2		△2	－		－
当期純利益								1,651	1,651		1,651
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△2	△2						14	12
自己株式処分差損の振替			2	2				△2	△2		－
土地再評価差額金の取崩								17	17		17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1	－	1,169	1,170	13	1,184
当期末残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	7	21,000	19,198	41,997	△225	59,980

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,203	2,315	11,518	35	71,276
会計方針の変更による累積的影響額					△926
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,203	2,315	11,518	35	70,349
当期変動額					
剰余金の配当					△495
固定資産圧縮積立金の取崩					－
固定資産圧縮積立金の積立					－
当期純利益					1,651
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					12
自己株式処分差損の振替					－
土地再評価差額金の取崩		△17	△17		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,671	188	6,859	42	6,902
当期変動額合計	6,671	171	6,842	42	8,069
当期末残高	15,874	2,486	18,361	77	78,419

第113期末（平成27年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	62,783	預金	1,282,599
商品有価証券	155	コールマネー及び売渡手形	962
金銭の信託	2,987	借用金	14,530
有価証券	361,946	社債	3,000
貸出金	947,038	その他負債	7,822
外国為替	2,601	賞与引当金	660
その他資産	9,598	役員賞与引当金	21
有形固定資産	14,475	退職給付に係る負債	647
建物	3,076	睡眠預金払戻損失引当金	207
土地	10,539	偶発損失引当金	236
リース資産	454	利息返還損失引当金	8
建設仮勘定	40	繰延税金負債	3,338
その他の有形固定資産	363	再評価に係る繰延税金負債	1,828
無形固定資産	800	支払承諾	2,190
ソフトウェア	613	負債の部合計	1,318,053
ソフトウェア仮勘定	100	（純資産の部）	
リース資産	21	資本金	10,000
その他の無形固定資産	65	資本剰余金	8,208
繰延税金資産	63	利益剰余金	42,241
支払承諾見返	2,190	自己株式	△225
貸倒引当金	△6,912	株主資本合計	60,224
		その他有価証券評価差額金	15,874
		土地再評価差額金	2,486
		退職給付に係る調整累計額	670
		その他の包括利益累計額合計	19,031
		新株予約権	77
		少数株主持分	340
		純資産の部合計	79,675
資産の部合計	1,397,729	負債及び純資産の部合計	1,397,729

第113期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**22,149**
資金運用収益	**17,698**	
貸出金利息	13,863	
有価証券利息配当金	3,750	
コールローン利息及び買入手形利息	9	
預け金利息	18	
その他の受入利息	57	
役務取引等収益	**2,281**	
その他業務収益	**1,395**	
その他経常収益	**774**	
償却債権取立益	338	
その他の経常収益	435	
経常費用		**18,490**
資金調達費用	**759**	
預金利息	628	
コールマネー利息及び売渡手形利息	8	
借用金利息	81	
社債利息	40	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,658**	
その他業務費用	**876**	
営業経費	**13,464**	
その他経常費用	**1,730**	
貸倒引当金繰入額	630	
その他の経常費用	1,100	
経常利益		**3,658**
特別利益		**1**
固定資産処分益	1	
特別損失		**109**
固定資産処分損	45	
減損損失	27	
関係会社株式売却損	36	
税金等調整前当期純利益		**3,550**
法人税、住民税及び事業税	**663**	
法人税等調整額	**1,226**	
法人税等合計		**1,890**
少数株主損益調整前当期純利益		**1,659**
少数株主利益		**22**
当期純利益		**1,637**

第113期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	42,010	△239	59,980
会計方針の変更による累積的影響額			△926		△926
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	8,208	41,084	△239	59,054
当期変動額					
剰余金の配当			△495		△495
当期純利益			1,637		1,637
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		14	12
自己株式処分差損の振替		2	△2		－
土地再評価差額金の取崩			17		17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,156	13	1,170
当期末残高	10,000	8,208	42,241	△225	60,224

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,203	2,315	71	11,589	35	319	71,925
会計方針の変更による累積的影響額							△926
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,203	2,315	71	11,589	35	319	70,998
当期変動額							
剰余金の配当							△495
当期純利益							1,637
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							12
自己株式処分差損の振替							－
土地再評価差額金の取崩		△17		△17			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,671	188	599	7,459	42	21	7,523
当期変動額合計	6,671	171	599	7,442	42	21	8,676
当期末残高	15,874	2,486	670	19,031	77	340	79,675

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社　大光銀行
取 締 役 会　御 中

平成27年５月６日

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸　野　　勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　田　昌　則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　松　大　輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社　大光銀行
取 締 役 会　御 中

平成27年５月６日

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸　野　　勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　田　昌　則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　松　大　輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大光銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年３月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月７日

株式会社　大光銀行　監査役会

常勤監査役　中村勝義　㊞

常勤監査役　三浦睦浩　㊞

監査役　小林　彰　㊞

監査役　吉井清一　㊞

（注）監査役小林彰及び監査役吉井清一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、永続的かつ安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、247,909,695円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は１株につき５円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当行における地位及び担当	所有する当行の株式数
①	古出（こいで）　哲彦（てつひこ） （昭和22年１月18日生）	昭和45年４月　大蔵省入省 平成６年７月　国税庁長官官房総務課長 平成７年５月　福岡国税局長 平成９年７月　総務庁人事局次長 平成11年７月　水資源開発公団理事 平成14年６月　株式会社紀陽銀行　常務取締役 平成17年６月　株式会社紀陽銀行　専務取締役 平成21年５月　当行顧問 平成21年６月　当行取締役副頭取　統括並びに監査部担当 平成21年10月　当行取締役頭取　監査部担当（現任）	46,000株
②	佐藤（さとう）　盤（いわお） （昭和25年５月16日生）	昭和48年４月　当行入行 平成６年１月　当行長岡西支店長 平成８年２月　当行佐和田支店長 平成９年10月　当行六日町支店長 平成13年８月　当行営業統括部副部長兼支店支援課長 平成15年６月　当行営業統括部部付部長兼支店支援課長兼お客さま相談室長 平成16年１月　当行川口支店長 平成17年６月　当行新潟支店長 平成20年６月　当行取締役新潟支店長 平成20年７月　当行取締役営業統括部長 平成23年６月　当行常務取締役営業統括部長　金融サービス部担当 平成24年６月　当行常務取締役　営業統括部・金融サービス部担当 平成26年６月　当行専務取締役　営業統括部・金融サービス部（現・地域産業支援部）担当（現任）	23,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当行における地位及び担当	所有する当行の株式数
③	石田幸雄（いしだゆきお） （昭和29年1月2日生）	昭和51年４月　当行入行 平成15年８月　当行業務監査部業務監査室長 平成17年６月　当行総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長 平成18年６月　当行総合企画部副部長 平成20年７月　当行大宮支店長 平成21年６月　当行総合企画部長 平成23年６月　当行取締役総合企画部長 平成25年６月　当行常務取締役　総合企画部・経営管理部担当 平成26年６月　当行常務取締役　総合企画部・人事部担当（現任）	31,000株
④	小出友吉（こいでともきち） （昭和28年2月21日生）	昭和50年４月　当行入行 平成10年６月　当行鴻巣支店長 平成13年６月　当行大野支店長 平成15年５月　当行横浜支店長 平成17年６月　当行業務監査部副部長兼業務監査室長 平成18年６月　当行監査部副部長 平成19年６月　当行監査部長 平成22年６月　当行取締役事務部長 平成26年６月　当行常務取締役　審査部・融資企画部・事務部担当（現任）	25,000株
⑤	村山博幸（むらやまひろゆき） （昭和28年6月15日生）	昭和51年４月　当行入行 平成17年６月　当行新保支店長 平成19年６月　当行東三条支店長 平成21年６月　当行監査部副部長 平成22年６月　当行監査部長 平成24年６月　当行取締役人事部長（現任）	14,000株
⑥	亀貝信一（かめがいしんいち） （昭和30年3月23日生）	昭和53年４月　当行入行 平成16年１月　当行桶川支店長 平成18年４月　当行宮内支店長 平成20年７月　当行審査部副部長 平成22年６月　当行審査部長 平成25年６月　当行取締役審査部長 平成26年６月　当行取締役長岡地区本部長兼本店営業部長（現任）	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当行における地位及び担当	所有する当行の株式数
⑦	梶山敏男（かじやまとしお） （昭和29年12月５日生）	昭和48年４月　当行入行 平成17年６月　当行吉田支店長 平成20年７月　当行小千谷支店長 平成22年６月　当行三条支店長 平成24年６月　当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成26年６月　当行取締役新潟地区本部長兼新潟支店長（現任）	16,535株
⑧	山岸和博（やまぎしかずひろ） （昭和31年２月24日生）	昭和49年４月　当行入行 平成18年４月　当行村松支店長 平成21年６月　当行新潟駅前支店長 平成23年６月　当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長 平成24年６月　当行営業統括部長 平成26年６月　当行取締役営業統括部長（現任）	5,000株
⑨	松田直樹（まつだなおき） （昭和31年２月21日生）	昭和53年４月　当行入行 平成19年６月　当行鴻巣支店長 平成21年６月　当行長岡東支店長 平成22年６月　当行人事部副部長 平成24年６月　当行監査部副部長 平成25年６月　当行監査部長 平成26年６月　当行取締役監査部長（現任）	4,000株
※⑩	近藤喜栄知（こんどうきえいち） （昭和30年12月９日生）	平成13年５月　当行入行 平成19年６月　当行小針南支店長 平成21年６月　当行神田支店長 平成22年６月　当行審査部副部長 平成25年２月　当行五泉支店長 平成26年６月　当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長（現任）	－株
⑪	細貝巌（ほそかいいわお） （昭和33年７月４日生）	平成４年４月　第二東京弁護士会登録 平成９年６月　新潟県弁護士会登録 平成11年３月　細貝法律事務所所長（現任） 平成16年６月　株式会社原信監査役 平成22年６月　原信ナルスホールディングス株式会社（現・アクシアルリテイリング株式会社）監査役 平成26年６月　当行取締役（現任） 平成26年６月　アクシアルリテイリング株式会社　取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当行における地位及び担当	所有する当行の株式数
※⑫	鈴木裕子（すずきひろこ） （昭和23年２月５日生）	昭和43年４月　新潟県庁入庁 平成６年４月　県農林水産部経営普及課副参事農村生活担当 平成８年４月　県環境生活部女性政策課事業推進係長 平成13年４月　県農業大学校研修センター助教授 平成16年４月　県長岡地域振興局農林振興部農業企画課長 平成18年４月　県農林水産部経営普及課長 平成19年４月　県労働委員会事務局長 平成20年３月　新潟県庁退職 平成24年４月　新潟市農業振興地域整備審議会委員（現任） 平成24年４月　新潟県特別栽培農産物新津地域認証委員会委員（現任） 平成25年１月　新潟市市場取引委員会委員（現任）	－株

（注）1. ※印は、新任候補者であります。

2. 当行と候補者　細貝巌氏との間には貸出金等の取引があります。その他の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

3. 候補者　細貝巌氏と鈴木裕子氏は社外取締役候補者であります。

4. 当行は、細貝巌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、鈴木裕子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 細貝巌氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。

鈴木裕子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり新潟県の行政に携わり、幅広い知識と豊富な知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

6. 当行は、細貝巌氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、鈴木裕子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役小林彰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当行における地位	所有する当行の株式数
小林（こばやし）　彰（あきら） (昭和25年７月23日生)	昭和55年４月　東京地方検察庁　検事 昭和56年４月　新潟地方検察庁　検事 昭和59年４月　横浜地方検察庁　検事 昭和61年４月　弁護士登録　東京弁護士会所属　安藤法律事務所勤務 昭和62年３月　新潟県弁護士会に登録換え　岩野正法律事務所勤務 平成元年３月　小林彰法律事務所開設 平成19年６月　当行監査役（現任） 平成22年11月　新潟県公安委員会　委員（現任）	22,000株

（注）1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者　小林彰氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当行は、小林彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

4. 小林彰氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 小林彰氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

6. 小林彰氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって８年となります。

7. 当行は、小林彰氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

メ　モ　欄

メ　モ　欄

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

場所　新潟県長岡市東坂之上町一丁目２番地３

当行２号館３階大会議室
電話(0258)36－4111

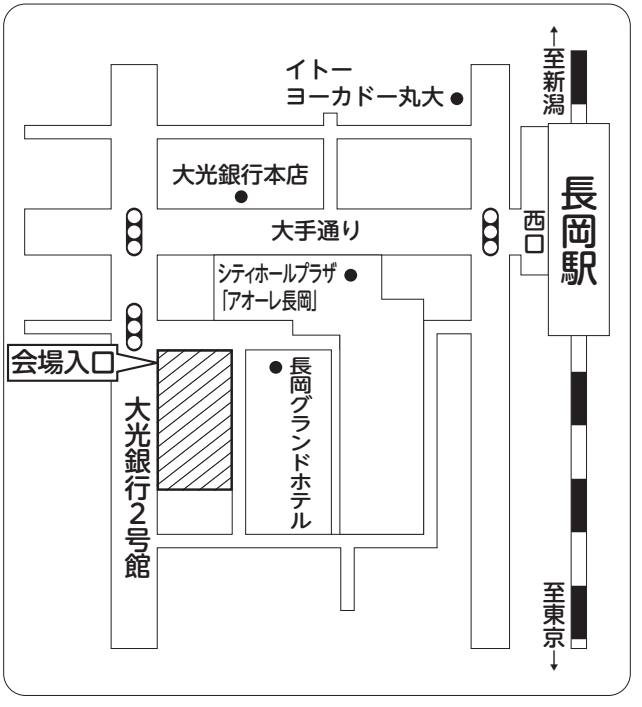

（お願い）誠に恐縮でございますが、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。